

## 広島県公安委員会告示第90号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である財団法人広島県交通安全協会から次のとおり住所の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年10月18日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

### 1 変更の内容

新住所 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

旧住所 広島市中区八丁堀4番24号

### 2 変更年月日

平成19年9月25日